

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（平成20年6月規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（防災計画の作成及びその内容の届出を要しない建築物） 第4条 条例第10条第1項第2号に規定する規則で定める建築物は、<u>次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> <u>(1) 高さが31メートルを超える部分に居室又は居室の一部を有しない建築物</u> <u>(2) 共同住宅（消防法施行令（昭和</u>	（防災計画の作成及びその内容の届出を要しない建築物） 第4条 条例第10条第1項第2号に規定する規則で定める建築物は、<u>高さが31メートルを超える部分に居室又は居室の一部を有しない建築物とする。</u>

36年政令第37号）別表第1（5）項
ロに規定する共同住宅に該当する
ものに限る。）の用途に供する建
築物（建築基準法施行令（昭和25
年政令第338号。以下「令」とい
う。）第129条の13の3第2項に
規定する非常用エレベーターを設
けるもの又は延べ面積が5,000平
方メートルを超えるものを除
く。）

（条例第20条第1項に規定する規則
で定める基準）

第10条 条例第20条第1項に規定す
る規則で定める基準は、次に掲げる
ものとする。

（1） [略]

（2） 第1号建築物にあっては、建築
物の敷地又は構造が次のいずれか
の基準に該当すること

ア [略]

イ 建築物が次のいずれかに該当
するがけの上にあるもので、建
築物の安全上支障がないもので
あること。

（ア） 令第142条第1項各号に
定める構造の擁壁で覆われた
がけ

（条例第20条第1項に規定する規則
で定める基準）

第10条 条例第20条第1項に規定す
る規則で定める基準は、次に掲げる
ものとする。

（1） [略]

（2） 第1号建築物にあっては、建築
物の敷地又は構造が次のいずれか
の基準に該当すること

ア [略]

イ 建築物が次のいずれかに該当
するがけの上にあるもので、建
築物の安全上支障がないもので
あること。

（ア） 建築基準法施行令（昭和
25年政令第338号。以下
「令」という。）第142条第

(イ)、(ウ) [略]

(許可申請等)

第11条の2 条例第22条第1項ただ

し書又は第2項ただし書の規定によ
る許可を申請しようとする者は、様
式第3号の2による許可申請書の正
本及び副本に、市長が指示する図書
又は書面を添えて、市長に提出しな
ければならない。

2 市長は、前項の許可申請書の提出

を受けた場合において、申請に係る
許可をしたときは様式第3号の3に
よる許可通知書により、申請に係る
許可をしないときは様式第3号の4
による許可しない旨の通知書によ
り、当該申請を行った者に通知する
ものとする。

(条例第33条第3項に規定する規則
で定める基準)

第11条の3 条例第33条第3項に規

定する規則で定める基準は、次の各
号のいずれかに該当するものとし
る。

(1) [略]

(2) スプリンクラー設備又はパッ

1 項各号に定める構造の擁壁

で覆われたがけ

(イ)、(ウ) [略]

(条例第33条第3項に規定する規則
で定める基準)

第11条の2 条例第33条第3項に規

定する規則で定める基準は、次の各
号のいずれかに該当するものとし
る。

(1) [略]

(2) スプリンクラー設備又はパッ

ケージ型自動消火設備（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）第2条に規定するものをいう。）を、消防法施行令第12条若しくはパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したもの

(3)、(4) [略]

（認定申請等）

第12条の2 条例第49条の5第1項

第7号の規定による認定を申請しようとする者は、様式第3号の5による認定申請書の正本及び副本に、市長が指示する図書又は書面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第11条の2第2項の規定は、前項

の認定申請書の提出を受けた場合について準用する。この場合において、同条第2項、様式第3号の3及び様式第3号の4中「許可」とある

ケージ型自動消火設備（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）第2条に規定するものをいう。）を、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条若しくはパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したもの

(3)、(4) [略]

<u>のは「認定」と読み替えるものとする。</u> （駐車施設又は特定駐車施設の届出） <u>第12条の3</u> 条例第49条の10に規定に基づく届出は、<u>様式第3号の6</u>による大規模駐車施設等設置（変更）届によらなければならない。 2 [略]	（駐車施設又は特定駐車施設の届出） <u>第12条の2</u> 条例第49条の10に規定に基づく届出は、<u>様式第3号の2</u>による大規模駐車施設等設置（変更）届によらなければならない。 2 [略]
--	---

様式第3号の2中「様式第3号の2（第12条の2関係）」を「様式第3号の2（第12条の3関係）」に改め、同様式を様式第3号の6とし、様式第3号の次に次の4様式を加える。

許可申請書（建築物）

（第1面）

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第 条第 項第 号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

神戸市長 宛

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

【ア. 氏名のフリガナ】

【イ. 氏名】

【ウ. 郵便番号】

【エ. 住所】

【オ. 電話番号】

【2. 設計者】

【ア. 資格】（ ）建築士（ ）登録第 号

【イ. 氏名】

【ウ. 建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【エ. 郵便番号】

【オ. 所在地】

【カ. 電話番号】

										局		署					
※受付欄				※消防関係同意欄				※決裁欄				※許可番号欄				消収第 号	
年 月 日												年 月 日					
第 号												第 号					
係員氏名												係員氏名					
※公告欄				※公開による意見の聴取の期日欄				※建築審査会同意欄				※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会					
年 月 日				年 月 日								年 月 日					
第 号				第 号								第 号					
係員氏名				係員印								係員氏名					
※処理欄	部長		課長		係長		係		※条件								

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【ア. 幅員】

【イ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【ア. 敷地面積】 (1) () () () () ()

(2) () () () () ()

【イ. 用途地域等】 () () () () ()

【ウ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () ()

【エ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () () ()

【オ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【カ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【キ. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【ク. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☐ その他

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【ア. 建築物全体】 () () ()

【イ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

() () ()

【ウ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【ア. 建築物全体】 () () ()

【イ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

() () ()

【ウ. エレベーターの昇降路の部分】

() () ()

【エ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

() () ()

【オ. 認定機械室等の部分】 () () ()

【カ. 自動車庫等の部分】 () () ()

【キ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【ク. 蓄電池の設置部分】 () () ()

【ケ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【コ. 貯水槽の設置部分】 () () ()

【サ. 宅配ボックスの設置部分】 () () ()

【シ. その他の不算入部分】 () () ()

【ス. 住宅の部分】 () () ()

【セ. 老人ホーム等の部分】 () () ()

【ソ. 延べ面積】

【タ. 容積率】

【11. 建築物の数】

【ア. 申請に係る建築物の数】

【イ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】																																																																																																																																																							
【2. 工事種別等】 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替 ☐既設																																																																																																																																																							
【3. 構造】 造 一部 造																																																																																																																																																							
【4. 高さ】 【ア. 最高の高さ】 【イ. 最高の軒の高さ】																																																																																																																																																							
【5. 階別用途別床面積】 【ア. 階別用途別】 <table><thead><tr><th></th><th>(用途の区分)</th><th>(具体的な用途の名称)</th><th>(申請部分)</th><th>(申請以外の部分)</th><th>(合計)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">(階)</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td rowspan="4">(階)</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td rowspan="4">(階)</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td rowspan="4">(階)</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td rowspan="4">(階)</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr></tbody></table> 【イ. 用途別】 <table><thead><tr><th></th><th>(用途の区分)</th><th>(具体的な用途の名称)</th><th>(申請部分)</th><th>(申請以外の部分)</th><th>(合計)</th></tr></thead><tbody><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr></tbody></table>						(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)	(階)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	(階)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	(階)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	(階)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	(階)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)																																																																																																																																																		
(階)	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
(階)	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
(階)	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
(階)	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
(階)	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)																																																																																																																																																		
()	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
()	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
()	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
()	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
()	()	()	()	()	()																																																																																																																																																		
【6. その他必要な事項】																																																																																																																																																							
【7. 備考】																																																																																																																																																							

許可通知書

第 年 月 日 号

申請者 様

神戸市長

- 1. 申請年月日 年 月 日
- 2. 建築場所又は築造場所
- 3. 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、神戸市建築物の安全性の確保等に関する
条例第 条第 項第 号の規定に基づき、下記の条件等を付して許可しましたので通知します。

記

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

許可しない旨の通知書

第 年 月 日

申請者 様

神戸市長

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第 条第 項第 号による許可をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〔理由〕

認定申請書
(第 1 面)

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第 条第 項第 号の規定による認定を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

神戸市長 宛

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

【ア. 氏名のフリガナ】

【イ. 氏名】

【ウ. 郵便番号】

【エ. 住所】

【オ. 電話番号】

【2. 設計者】

【ア. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【イ. 氏名】

【ウ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【エ. 郵便番号】

【オ. 所在地】

【カ. 電話番号】

※受 付 欄		※決 裁 欄			※認 定 番 号 欄	
年 月 日		部長	課長	係長	係	年 月 日
第 号						第 号
係員氏名						係員氏名

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【ア. 幅員】

【イ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【ア. 敷地面積】 (1) () () () ()

(2) () () () ()

【イ. 用途地域等】 () () () ()

【ウ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () ()

【エ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () ()

【オ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【カ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【キ. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【ク. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【ア. 建築物全体】 () () ()

【イ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

() () ()

【ウ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【ア. 建築物全体】 () () ()

【イ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

() () ()

【ウ. エレベーターの昇降路の部分】

() () ()

【エ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

() () ()

【オ. 認定機械室等の部分】 () () ()

【カ. 自動車車庫等の部分】 () () ()

【キ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【ク. 蓄電池の設置部分】 () () ()

【ケ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【コ. 貯水槽の設置部分】 () () ()

【サ. 宅配ボックスの設置部分】

() () ()

【シ. その他の不算入部分】 () () ()

【ス. 住宅の部分】 () () ()

【セ. 老人ホーム等の部分】 () () ()

【ソ. 延べ面積】

【タ.容積率】

【11. 建築物の数】

【ア. 申請に係る建築物の数】

【イ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】																																																	
【2. 工事種別等】 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替 ☐既設																																																	
【3. 構造】 造 一部 造																																																	
【4. 高さ】 【ア. 最高の高さ】 【イ. 最高の軒の高さ】																																																	
【5. 用途別床面積】 (用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計) <table><tr><td>【ア.】</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td></tr><tr><td>【イ.】</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td></tr><tr><td>【ウ.】</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td></tr><tr><td>【エ.】</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td></tr><tr><td>【オ.】</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td><td>(</td><td>)</td></tr></table>					【ア.】	(	)	(	)	(	)	(	)	【イ.】	(	)	(	)	(	)	(	)	【ウ.】	(	)	(	)	(	)	(	)	【エ.】	(	)	(	)	(	)	(	)	【オ.】	(	)	(	)	(	)	(	)
【ア.】	(	)	(	)	(	)	(	)																																									
【イ.】	(	)	(	)	(	)	(	)																																									
【ウ.】	(	)	(	)	(	)	(	)																																									
【エ.】	(	)	(	)	(	)	(	)																																									
【オ.】	(	)	(	)	(	)	(	)																																									
【6. その他必要な事項】																																																	
【7. 備考】																																																	

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。